

市民相談(3月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。
ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日にも実施する場合があります。

生活不安や仕事の相談

▽平日9:00~17:30

▽毎月第2・4日曜日9:00~13:00

場市役所6階くらしサポートセンター
守口

TEL0800-200-8011

介護保険について

介護保険サービスなどに関する苦情相談(弁護士)

時第2水曜日15:30~17:30

(1時間以内)

場市役所10階市民会議室1001

予前日までに

問くすのき広域連合

TEL06-6995-1516

問同連合守口支所(高齢介護課内)

TEL06-6992-2180

空き家不動産無料相談会(事前予約制)

時3月27日(月)10:00~12:00

場守口市役所1階 相談室101

予・問(公社)全日本不動産協会

大阪東支部

TEL06-4250-9191

(直接(公社)全日本不動産協会大阪東支部にて受け付け)

みどりの相談窓口

植物を育てる上での困り事など

時第3木曜日13:00~16:00

場・問大枝公園

TEL06-6991-8248

進路選択などの相談

進路や奨学金のことなど

時3月10日・17日・24日(金)

13:00~17:00

場守口市役所5階 相談室507

(電話相談可)

問学校教育課

TEL06-6995-3151

認知症サポーターになりませんか。
認知症サポーターは何か特別なことをする人ではなく、認知症について正

しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守る「応援者」のことです。
認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、多くの認知症サポーターが必要です。
認知症サポーター養成講座(90分)を受講すれば、だれでも認知症サポーターになることができます。
※認知症サポーター養成講座については、33ページに掲載しています。



認知症は、早期発見が大切
もし、身近な人で、普段と違うと感じ

認知症とは、さまざまな原因で脳の働きが悪くなり、記憶力や判断力が低下し、日常生活にまで支障が出る状態です。
通常、老化による衰えとは違います。
認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気によるもので、高齢になるほど、認知症になる可能性は高くなります。
高齢化社会が進む中で、家族やまわりの人、地域の住民の人が認知症についての正しい知識をもち、助けあうことができれば、認知症の人も家族も穏やかに生活することができます。



「認知症」について、知っていますか？

春季火災予防運動に伴い消防署では次のような事業を行います。
▽対象地域において、消防職員による各家庭への住宅防火診断
▽不特定多数の人が出入りする場所の立入検査
▽消防車による巡回広報

春季火災予防運動

3月1日(水)~7日(火)

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

TEL06・6993・0119

問守口消防署

▽住宅用火災警報器を設置しているか。また、作動点検を行っているか。
※住宅用火災警報器では電池の寿命から10年を目安に取り替えることが推奨されています。

▽電気器具は正しく使い、たこ足配線はしていないか。
▽寝たばこやたばこの投げ捨てをしていないか。
▽コンロから離れる時は、火を消しているか。
▽マッチやライターを子どもの手が届く所に置いていないか。
▽家のまわりに燃えやすいものを置いていないか。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。

また、この運動を機会に、あなたの身の回りの防火についてチェックし、火災予防に努めましょう。



▽不用品(廃棄物)の処分は市のごみ収集が市の許可業者に依頼しましょう。

事業者が、大型ごみ、引っ越しや片付けで出た多量排出ごみなどを一般家庭から回収するには、市の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。廃棄物が少しでもあるときは、市のごみ収集が市の許可業者に依頼する必要があります。無許可業者に依頼すると、不法投棄される恐れもあります。事業者には依頼する場合は、依頼する前に、一般廃棄物収集運搬業の許可を得ているか確認しましょう。

問消費生活センター相談専用電話

TEL06-6998-3600

時9:00~16:30(平日のみ)

消費者ホットライン(土・日・祝日)

TEL局番なし188 時10:00~16:00

廃棄物対策課より

▽引っ越しなどで不用品を処分する予定があるときは

守口市でも、有料で大型ごみ(300円~1,800円/1点)多量排出ごみ(8,000円/収集車1台、収集車2台目以降4,000円/1台)の回収を行っています。回収方法については、市に問い合わせてください。

また、エアコン、テレビ、冷蔵庫および冷凍庫、洗濯機および衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象になります。適切に処理しましょう。(有料)

市で収集・運搬を依頼する場合は別途3,500円/1台が掛かります。

詳しくはごみのコールセンターまで(TEL06-6997-7766)

消費生活センターだより

不用品回収サービスのトラブル

【事例】

転居で不用品を処分するため、インターネットで「定額パック料金1万円～」と広告している不用品回収業者に依頼した。一人暮らしで不用品も少ないので、高くても2万円程度だと思っていたが、引っ越し当日不用品を回収後、事業者から10万円請求された。高額過ぎる。

【アドバイス】

不用品回収サービスでは、広告を見て認識していたプラン内容と、実際の料金やサービスが大きく異なり、トラブルになるケースが多く見られます。

<不用品回収サービスの注意点>

▽事前に見積もりをとり、契約内容をよく確認しましょう。

トラブル防止のためには、日程に余裕をもって、事前に見積もりを取り、回収条件を確認することが大切です。作業内容、料金を明確に出してもらい、追加料金の有無やキャンセル料も確認しましょう。

▽事前の見積もりとは異なる高額な料金を請求されたときは

当日は作業前に改めて料金や作業内容を確認しましょう。見積もりや作業内容の変更を提案されても、納得がいかないときは、作業をきっぱりと断りましょう。

契約状況によっては、クーリング・オフができる可能性もありますので、早めに消費生活センターに相談しましょう。

民生委員・児童委員の
一斉改選が行われました

民生委員、児童委員については、令和4年11月30日に3年間の任期が終了し、同年12月1日に新たに240人の委員が委嘱を受けました(定数は256人)。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された、非常勤の特別職地方公務員の身分で、ボランティアです。それぞれ

問高齢介護課
TEL06・6992・1610

じたら、なるべく早く医療機関を受診しましょう。認知症は、早期に発見し、正しい対応をしていくことが大切です。認知症の症状や状態に合わせて受診機関が分かれることもあるので、まずはかかりつけ医などを受診しましょう。

の地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉の増進に努める人たちです。また、民生委員は児童委員も兼ねており、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援などを行います。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容が他人に伝わることはありません。

地域においては困り事があった場合については、住まいの地域の担当委員を紹介するので守口市民生委員児童委員協議会事務局または地域福祉課まで連絡してください。

問守口市民生委員児童委員協議会事務局(守口市社会福祉協議会内)
TEL06・6992・2715

問地域福祉課
TEL06・6992・1570